

救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアル

令和6年4月

目 次

はじめに	1
1 現地災対の設置と要員	2
(1) 現地災対要員体制	
(2) 配置場所	
(3) 現地災対要員別の担当業務留意点	
(4) 他店に現地災対が設置された場合	
2 手順	5
(1) 現地災対本部設置～現地災対本部長到着まで	
(2) 本庁からの派遣要員	
(3) 現地災対本部長到着後	
3 二次災害防止措	5
(1) 救命救助活動の開始・中止・再開基準	
(2) 土砂災害への救命救助活動	
(3) 洪水への救命救助活動	
4 現地災対の廃止	6

はじめに

「渋川市災害対策本部設置要綱」に示されているとおり、救命救助活動を迅速かつ円滑に実施するため発生地区の行政センターに現地災害対策本部（以下「現地災対」という。）を設置する。現地での状況を考慮した迅速かつ相応な意思決定を可能とする環境を整えるため副市長等を現地災対本部長とし現場判断が優先される体制とする。本庁舎に設置している災害対策本部は、現地災対と連携し、これを支援する体制とする。

救命救助活動を最優先とし、救命救助実働機関（渋川広域消防本部・渋川警察署・自衛隊）と緊密な連携をもって迅速に救助活動に着手するとともに、救助者等の二次災害に十分配慮するものとする。救命救助実働機関は、災害規模にもよるが、まずは渋川広域消防本部・渋川警察署とし、規模が大きい場合は災害対策本部へ自衛隊の派遣を要請する。

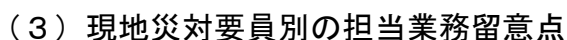
なお、人的災害が複数地区で同時発生した場合は、原則として各地区で現地災対を設置し救命救助活動を行う。

救命救助活動を最優先に、人的災害発生地区の行政センター会議室に現地災対を設置する。設置にあたっては、救命救助実働機関の職員がおおむね２時間（最速の機関では３０分弱で到着）で現地災対に到着することを念頭に迅速に対応する。

現地災害対応要員体制は、以下の要員体制を基本に救命救助活動の規模に応じて増員を行う。

(1) 現地災害対策要員体制

- ## (2) 配置場所



- 98 –

市の災害対策本部では得られない現地の状況、救命救助実働機関と顔の見える位置で得られる情報などを総合的に勘案し現地サイドで判断していく意識が極めて重要である。救命救助実働機関と緊密な連携により二次災害防止に配慮し迅速に救命救助活動を実施する方針を明確に示す。

また、複数箇所が発生している可能性もあることから、災害対策本部に多重に寄せられる災害通報情報を正確に整理するよう依頼する。

報道機関の現場取材（現地の画像取得）要望は多いが、二次災害防止の観点と救命救助活動の妨げにならないよう警戒区域の設定を災害対策本部と調整し迅速に立入を規制する。

報道機関が現地に入れない場合、定期的に会見・説明を実施するなど最大限の情報提供に努めることが肝要である。事実と推測による情報を明確に区別し事実だけを正確に伝えるとともに、被災関係者への感情に十分配慮して回答する。

被災者氏名の公表については、災害対策本部を通じ事前調整しておき、群馬県の定める「自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン」での対応と齟齬の生じないようにする。

イ 現地災対運営リーダー（当該行政センター所長）

現地災対本部長到着前から現地災対本部が活動していることを踏まえて行政センター長が指揮を執る。

ウ 報道機関等への資料作成担当（当該行政センター職員 1 名）

報道機関への会見・説明に用いる記者発表資料を作成する。資料は災害対策本部から提供を受けることを前提とする。当該資料の上部には〇日〇時現在と表記し、事実確認済みの情報のみを記載する。遅れて現地入りした報道関係者にも経緯が把握できるように報道関係者用の掲示板を設置し、これまでの会見・説明した資料を掲示（過去の掲示資料の上に掲載し、過去の資料は取り外さない）する。報道機関への会見・説明に用いた資料とともに質問された事項への回答も掲載しておく。

エ 現地情報収集整理担当（当該行政センター職員 1 名）

迅速な救命救助活動を開始するため、災害現場の状況把握と現場までのルート確認は最も重要な情報である。災害現場周辺の居住者や地元消防団などから情報収集し救命救助実働機関が現地災対到着前に地図に表記しておく。複数箇所の災害発生も視野に災害対策本部からの災害通報情報を基に現地関係者へ情報収集し事実確認を整理するとともに、災害対策本部に報告する。

オ 行方不明者の特定・搜索範囲の絞り込み担当（当該行政センター職員 2 名）

救命救助対象者（以下、「対象者」という）の特定は極めて重要な情報である。

住民基本台帳等を用い、災害現場に居住されている方の特定と安否を早急に調査する。加えて、周辺の居住者の確認も行う。対象者の避難所への避難の有無確認や、対象者近隣居住者への対象者の直近の動きなどの情報収集を行い、できる限り確かな情報を収集し、資料にまとめ関係者のみに情報共有する。救命救助活動中は対象者の家族へ、的確に情報提供を行うとともに十分なケアを行う。

カ 現地災対運営担当（本庁派遣要員 1 名）

災害対策本部との密な情報共有に留意する。現場でしか知り得ない情報を共有するとともに、公表の可否についての情報も併せて伝える。情報共有の方法は、タブレットによる相互情報共有環境を確立するとともに重要な事項は書面でも共有しておく。救命救助活動は時間との戦いであることに留意し的確な進行を行う。

キ ロジスティクス・行動記録担当（本庁派遣要員 1 名）

現地災対運営に必要な物品等について災害対策本部と調整するとともに、救命救助活動に係る行動を記録する。特に、現地災対が救命救助活動に係る判断を下した事項や、その理由を明確に記載しておく。当該行動記録は機密文書扱いとして部外者への公表は控える。

ク 救命救助実働機関との調整担当（本庁派遣要員 1 名）

救命救助実働機関の到着時間や体制について逐次情報収集する。持ち込む機材や運搬に用いる車両（車幅や車長）などの情報も収集し、現地情報収集整理担当とルートの確認を事前に行っておく。必要に応じてヘリコプターによる支援も視野に活用可否について打診をしておく。

その後の活動の推移と現地の状況を現地災対に随時報告するとともに、現象監視担当の配置など救命救助実働機関と調整を行う。

ケ 現地での現象監視担当（当該行政センター職員又は本庁派遣要員 1 名）

救命救助活動最中の二次災害防止のため、当該現象の再発を監視する体制を確立する。現象の再発を認めた場合又は兆候があった場合は、躊躇なく救命救助実働機関に緊急連絡を入れ現場から退避させる。現象監視担当は、二次災害が生じない場所で現場及びその上部を見渡せる場所で現象監視を行う。一箇所から全体を見渡せない場合には、複数人により複数箇所で見渡せる場所を確保する。その場合、現地災対要員の現地情報収集整理担当や現地災対運営担当などの要員を活用し人員を確保する。

コ 現地気象状況解説担当（気象防災アドバイザー）（リモート）

当該災害を誘因した事象（雨量や河川水位など）を簡潔に説明するとともに、今後の気象現象の予測、特に、二次災害防止の観点から当該災害を誘因した事象

の今後の予想と、更なる災害リスクの可能性について詳細に説明する。

（４）多点に現地災対が設置された場合

現地災対本部長は、副市長又は総合戦略部長、総務部長等をあてる。現地気象状況解説担当（気象防災アドバイザー）は、最大規模の救命救助活動となる現地災対に配置し、他の現地災対への解説はタブレット等を用いたリモートにより必要に応じて行う。

2 手順

（１）現地災対本部設置～現地災対本部長到着まで

本庁派遣要員が到着までに時間を要することから、救命救助実働機関到着までに、迅速に以下の体制を構築する。

- ① 該当行政センターにおいて会議室の準備及びテレビ会議を接続
（テレビ会議には大型モニターを使用し情報の共有を図る）
- ② 人的災害発生現場及びルートの情報を収集
- ③ 行方不明者の特定・搜索範囲の絞り込み（現地確認）
- ④ 現地指揮所へ要員の派遣（状況に応じて本庁派遣要員と交代）

（２）本庁からの派遣要員（含む現地災対本部長）

- ① オペレーションルームへ参集し、現状の情報（現地の状況、現地までのルート（被災状況、懸念事項））を収集する。
- ② 必要物品（i p a d等）を受け取る。
- ③ 現地への派遣途中の状況を災対本部へ報告する。

（３）現地災対本部長到着後

- ① 災対本部へ現地災対本部長の到着を報告する。
（本庁から持参したi p a dと通信を切り替える）
- ② 現在の状況を共有する。

3 二次災害防止措置

（１）救命救助活動の開始・中止・再開基準

救命救助活動中の救助機関職員の二次災害があってはならない。当該災害を誘因した事象（雨量や河川水位など）の予測を基本に救命救助活動の開始・中止・再開を判断する。その判断は、現地と現地災対で十分に情報共有し共通認識の下で、現地災対本部長が判断するものとする。

なお、渋川広域消防本部又は渋川警察署に救助依頼が寄せられ、独自の判断で先駆けて救命救助活動に入る場合も考えられる。各機関の判断で救命救助活動を開始することを妨げるものではない。現地災対は二次災害を防ぐために最大限の支

援を行うとともに、その後の救命救助活動に入る機関と綿密な調整を行い迅速な救助環境を整える。

（２）土砂災害への救命救助活動

土砂崩れや土石流（以下「土砂災害現象」という。）は数回繰り返す可能性が高く、高速で流れ、避難する時間的猶予がほとんどない特徴を踏まえ、救命救助活動の開始は、原則として降雨が止み、又は弱まり土砂災害現象の再発が見られないことが確認できた場合とする。

また、救命救助活動中に降雨が認められた場合や、土砂災害現象が再発した場合は救命救助活動を中止し、再開は、救命救助活動開始の基準と同等とする。

なお、救命救助活動は時間との戦いであり、救命救助活動開始の基準に達したら直ちに救助活動に着手できるよう現地の安全なところで準備・待機する。

（３）洪水への救命救助活動

想定されるのは、利根川の氾濫に伴う広域の浸水区域に取り残された居住者の救助である。救助方法は、救命救助実働機関との調整によるが、原則として流速のある氾濫流が認められる浸水区域の居住者救助の手段はヘリコプターにより、流速の弱い浸水区域の居住者の救助はゴムボート等を用いる。利根川が氾濫する事態では、上流のダムから緊急放流されることも想定されるので、利根川ダム統合管理事務所と連絡を密にし、緊急放流の可能性を探り、緊急放流で浸水深が高くなり、取り残された居住者の人命に関わるのところから救助するなど、関係機関の緊密な連携で救助を実施する。

４ 現地災対の廃止

現地災対は、救命救助活動を終了し付随する業務を災害対策本部で集約できると判断されたときに廃止する。